

シュガーロードロゴマーク取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「シュガーロード連絡協議会」において、ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは次に掲げるものをいう。

(1)シュガーロード連絡協議会が定めたもの。(別添ロゴマーク)

(使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用する者は、シュガーロード連絡協議会会員に限るものとし、ロゴマーク使用(変更)届出書(様式1)をシュガーロード連絡協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)地方公共団体が使用するとき。
- (2)報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3)その他、会長が適当と認めたとき。

(確認書の交付)

第4条 会長は、第3条に定めるロゴマーク使用届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに対してロゴマーク使用確認書(様式第2号)を交付する。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)公序良俗に反して使用してはならないこと。
- (2)良識を持って使用しなければならないこと。

(使用事項変更の申請)

第6条 ロゴマークの使用確認書の交付を受けた者が、確認事項について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用(変更)届出書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(変更確認書の交付)

第7条 会長は、届出者から前条に定める使用事項変更の届出があったときは、その変更事項について審査し、適当と認めたものに対して再度ロゴマーク使用確認書(様式第2号)を交付する。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。